

一般の皆様へ

あわび、なまこ、しらすうなぎは 採捕してはいけません！

特定水産動植物

あわび



なまこ



しらすうなぎ
(13cm以下のうなぎ)



上記3つの採捕は法律により禁止されています。

(漁業法第132条)

採捕した数量や場所にかかわらず、

また個人的な消費を目的としたものであっても

採捕は禁止で、違反した場合は、

3年以下の拘禁刑又は3,000万円以下の罰金が

科されます。

○他の水産動植物は採捕していい？

各都道府県の漁業調整規則等によって、水産動植物を採捕する際に使用できる漁具漁法、禁止区域、禁止期間、魚種ごとの大きさの制限など、様々な規制が決められています。

採捕の前に各都道府県の水産部局へお問い合わせください。

詳しくは、
密漁を許さない～水産庁の密漁対策～

水産庁 管理調整課 沿岸・遊漁室

